

川崎市上下水道局企業職員公務災害等見舞金支給要綱

(昭和47年4月3日47川水総労第80号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局企業職員（以下「職員」という。）が公務上若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3項に規定するものをいう。以下同じ）により死亡した場合又は公務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合において、その遺族又は職員に対して支給する公務災害等見舞金（以下「見舞金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第2条 職員が公務上若しくは通勤により死亡した場合又は公務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合においては、その遺族又は職員に対して見舞金を支給する。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公務上死亡した場合又は公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第1の左欄に定める死亡及び障害等級の区分に応ずる第1欄に定める額

(2) 通勤により死亡した場合又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第2の左欄に定める死亡及び障害等級の区分に応ずる第1欄に定める額

2 前項各号の一に該当する場合において、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）が適用されるときは、前項の規定にかかわらず、見舞金の額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公務上死亡した場合又は公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第3の左欄に定める死亡及び障害等級の区分に応ずる第1欄に定める額

(2) 通勤により死亡した場合又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、なおったときに法第29条第2項に定める程度の障害が存する場合 別表第4の左欄に定める死亡及び障害等級の区分に応ずる第1欄に定める額

3 見舞金を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、その遺族の1人が受ける見舞金の額は、第1項及び前項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(支給額の調整)

第4条 前条に規定する見舞金を支給する場合において、同一の事由により法第47条の規定に基づき特別支給金が地方公務員災害補償基金川崎市支部から支給されるときは、前条の規定にかかわらず、見舞金の額は別表第1から別表第4までの左欄に定める死亡及び障害等級の区分に応ずる第1欄に定める額から当該特別支給金の額を減じた額とする。ただし、別表第1から別表第4までの第2欄に定める額を下回らないものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 見舞金を受けることができる遺族は、法第37条第1項各号に規定する者とする。

2 見舞金を受けるべき遺族の順位は、法第37条第2項に規定する順位とする。

3 前2項に規定する遺族のうち配偶者には、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(申請手続)

第6条 見舞金を受けることができる遺族又は職員が見舞金を申請しようとする

るときは、公務災害等見舞金申請書（別記様式）を所属長を経由して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（見舞金申請の代表者）

第7条 見舞金を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を見舞金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。

2 前項の規定により、代表者に選任された者が見舞金を申請するときは、代表者に選任されたことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（その他の見舞金）

第8条 職員が公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、第2条に規定する障害を存する程度には至らないが、負傷又は疾病の原因その他の事情を考慮して管理者が特に必要と認めた場合においては、120,000円以内で管理者が定める額の見舞金を支給することができる。

（その他必要事項）

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年12月9日から施行し、昭和46年10月1日以降において発生した公務上の災害について適用する。

附 則（昭和48年2月8日48川水総労第40号）

この要綱は、昭和47年10月11日から施行し、昭和47年10月1日以降において発生した公務上の災害について適用する。

附 則（昭和50年3月4日50川水総労第56号）

この要綱は、昭和50年3月10日から施行し、昭和50年1月1日以降において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（昭和 5 1 年 1 2 月 7 日 5 1 川水総労第 3 3 5 号）

この要綱は、昭和 5 1 年 1 1 月 2 2 日から施行し、昭和 5 1 年 1 1 月 1 日以降において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（昭和 5 3 年 1 2 月 1 2 日 5 3 川水総労第 3 9 2 号）

この要綱は、昭和 5 3 年 1 2 月 1 1 日から施行し、昭和 5 3 年 1 2 月 1 日以降において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（昭和 6 2 年 1 2 月 2 日 6 2 川水総労第 4 1 2 号）

この要綱は、昭和 6 2 年 1 2 月 2 3 日から施行し、昭和 6 2 年 1 1 月 1 日以降において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用する。

附 則（平成 4 年 6 月 2 4 日 4 川水総職第 2 8 6 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 4 年 6 月 2 5 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱別表第 1 から別表第 4 までの規定は、平成 4 年 6 月 1 日以後において発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用し、同日前において発生した公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

（公務災害等見舞金の内払）

- 3 改正後の要綱別表第 1 から別表第 4 までの規定を適用する場合においては、平成 4 年 6 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた公務災害等見舞金であって、改正前の要綱の規定に基づいて支給された公務災害等見舞金は、改正後の要綱の規定による公務災害等見舞金の内払とみなす。

附 則（平成 7 年 9 月 1 8 日 7 川水総職第 3 2 9 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表第1及び別表第3の規定は、平成7年4月1日以後において発生した公務上の災害について適用し、同日前において発生した公務上の災害については、なお、従前の例による。

(公務災害等見舞金の内払)

- 3 改正後の要綱別表第1及び別表第3の規定を適用する場合には、平成7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害等見舞金であって、改正前の要綱の規定に基づいて支給された公務災害等見舞金は、改正後の要綱の規定による公務災害等見舞金の内払とみなす。

附 則 (平成8年3月29日7川水総職第547号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表第2及び別表第4の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害について適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日21川水総総第2010号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日2川水総労第933号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

死亡及び 障害等級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	30,000,000円	20,000,000円
第 1 級	30,000,000円	20,000,000円
第 2 級	25,900,000円	17,600,000円
第 3 級	22,200,000円	15,600,000円
第 4 級	18,900,000円	13,600,000円
第 5 級	15,700,000円	12,000,000円
第 6 級	13,000,000円	10,000,000円
第 7 級	10,500,000円	8,400,000円
第 8 級	8,200,000円	6,800,000円
第 9 級	6,200,000円	5,200,000円
第 10 級	4,600,000円	4,000,000円
第 11 級	3,300,000円	3,000,000円
第 12 級	2,300,000円	2,000,000円
第 13 級	1,500,000円	1,400,000円
第 14 級	1,000,000円	800,000円

備考 障害等級は、法第29条第2項に定める障害等級の区分による（以下別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。

別表第2

死亡及び 障害等級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	24,000,000円	16,000,000円
第 1 級	24,000,000円	16,000,000円
第 2 級	20,800,000円	14,080,000円
第 3 級	17,800,000円	12,480,000円
第 4 級	15,120,000円	6,800,000円
第 5 級	12,560,000円	6,000,000円
第 6 級	10,400,000円	5,000,000円
第 7 級	8,400,000円	4,200,000円
第 8 級	6,560,000円	3,400,000円
第 9 級	4,960,000円	2,600,000円
第 10 級	3,680,000円	2,000,000円
第 11 級	2,640,000円	1,500,000円
第 12 級	1,840,000円	1,000,000円
第 13 級	1,200,000円	700,000円
第 14 級	800,000円	400,000円

別表第3

死亡及び 障害等級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	24,000,000円	16,000,000円
第 1 級	24,000,000円	16,000,000円
第 2 級	20,800,000円	14,080,000円
第 3 級	17,800,000円	12,480,000円
第 4 級	15,120,000円	10,880,000円
第 5 級	12,560,000円	9,600,000円
第 6 級	10,400,000円	8,000,000円
第 7 級	8,400,000円	6,720,000円
第 8 級	6,560,000円	5,440,000円
第 9 級	4,960,000円	4,160,000円
第 10 級	3,680,000円	3,200,000円
第 11 級	2,640,000円	2,400,000円
第 12 級	1,840,000円	1,600,000円
第 13 級	1,200,000円	1,120,000円
第 14 級	800,000円	640,000円

別表第4

死亡及び 障害等級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	19,200,000円	12,800,000円
第 1 級	19,200,000円	12,800,000円
第 2 級	16,640,000円	11,270,000円
第 3 級	14,240,000円	9,990,000円
第 4 級	12,100,000円	5,440,000円
第 5 級	10,050,000円	4,800,000円
第 6 級	8,320,000円	4,000,000円
第 7 級	6,720,000円	3,360,000円
第 8 級	5,250,000円	2,720,000円
第 9 級	3,970,000円	2,080,000円
第 10 級	2,950,000円	1,600,000円
第 11 級	2,120,000円	1,200,000円
第 12 級	1,480,000円	800,000円
第 13 級	960,000円	560,000円
第 14 級	640,000円	320,000円

別記様式

公 務 災 害 等 見 舞 金 申 請 書					年 月 日	
上下水道事業管理者 殿					住所 _____ 氏名 _____ 被災職員との続柄 _____	
次のとおり申請します。						
申請金額	円	認定番号	—			
被災職員	氏 名	事故の概要				
	生 年 月 日					年 月 日(歳)
	所 属					
	負傷(発病)日					年 月 日
	治ゆ(死亡)日					年 月 日
障害の部位及びその程度						
既存の障害とその程度						
障 害 等 級		第 級 号				
見舞金を受ける遺族		氏 名	年齢	続柄	住 所	
所 属 長 の 証 明		上記のとおりであることを証明します。 年 月 日				
添 付 資 料 名						
処 理 欄		受理	年 月 日	決定金額	円	
		決定	年 月 日	決定等級	第 級 号	

- * この申請書には次の書類を添付すること
- 1 障害の場合－地方公務員災害補償基金の障害補償決定通知書の写
 - 2 死亡の場合－地方公務員災害補償基金の認定通知書の写、申請書と死亡職員との続柄を明らかにする書類